

任意・定期予防接種費の助成

ワクチンの予防接種費を助成します！



町では、ワクチンの任意予防接種と、定期予防接種の費用の一部助成を、今年度も下記のとおり実施します。

◆ 任意予防接種（ロタウイルス・おたふくかぜワクチンなど）

ワクチンの任意予防接種は、町に住民登録があり、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに接種した方が助成対象となります。対象者や助成金額は下記の表のとおりです。

申請期限は平成31年3月31日までです。
※対象者への個別の通知はありませんので、ご注意ください。

接種種類	対象者（接種時の年齢など）	助成金額	申請時必要書類
ロタウイルス	2回接種：生後6週～24週まで	※1回7,000円を上限とし2回助成	母子健康手帳 領収書 振込口座がわかるもの 印鑑（認印可）
	3回接種：生後6週～32週まで	※1回4,700円を上限とし3回助成	
おたふくかぜ	1歳～4歳未満	支払額の1/2の額（上限3,000円） 1人1回限り	母子健康手帳 領収書 振込口座がわかるもの 印鑑（認印可）
肺炎球菌(高齢者)	65歳以上で、定期接種の対象とならない者（これまでに助成を受けた事がない者）	支払額の1/2の額（上限4,000円） 1人1回限り	健康手帳または接種済証 領収書 振込口座がわかるもの 印鑑（認印可）
風しん (三日はしか)	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の夫および、妊婦と同居する家族 ※風しんに感染しない高い抗体価を有する者は、対象外です。	一律5,000円	①の方は接種済証 ②の方は 妊婦の母子健康手帳 領収書 振込口座がわかるもの 印鑑（認印可）

◆ 定期予防接種（高齢者用肺炎球菌ワクチン）

【対象者】 下記の方を対象に1回接種

- ①今年度、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方。

※制度の対象となるのは、1人1回限り。過去に接種を受けたことがある方は対象外となります。

※対象者には、個別に通知しています。

平成30年度の定期接種の対象者

対象者	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日

【接種費用】 2,500円

【持ち物】 健康保険証、健康手帳

▶詳しくは、保健センター（☎32-3700）までお問い合わせください。

飛雪の滝キャンプ場

農作物出品者を募集します

飛雪の滝キャンプ場では、直売・集客交流拠点施設（飛雪の里）の直売所において、農作物を出品していただける方を募集します。

当キャンプ場の直売所は、単なる物売り場にとどまらず、お越しいただいたお客様に対して、当地域の季節ごとのさまざまな味をご提供することで、紀宝町の魅力を感じてもらおうと、地元農作物の直売所を設けています。

出品を希望される方は、右記の募集要項をご確認のうえ、お申し込みください。



飛雪の滝キャンプ場 直売所

【募集要項】

◆販売施設 飛雪の滝キャンプ場 直売所

◆出品品目

出荷者自らで栽培した野菜類、果実類、穀類、花類、苗類等の農作物および椎茸等の林産物、並びに採取した山菜や果実、花木類等

◆販売方法

直売所が販売の委託を受ける、委託販売方式

◆販売手数料 販売価格の10%

◆出品条件

- (1)紀宝町内在住者
- (2)商品の納品・回収については、飛雪の滝キャンプ場の要請期限に応じられること。基本的に、一部を除き、当日納品の当日回収、または、当日納品の翌日開店前までの回収とします。

◆受付期間 随時受付

◆申込先 役場企画調整課

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

国民健康保険 70歳以上の方と後期高齢者医療保険の方が対象

高額療養費の限度額が変わります

高額療養費とは、ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払われた分が支給される制度です。

平成30年8月から、医療費の自己負担限度額が下表のとおり変わります。

現況（平成30年7月まで）

所得区分	平成30年7月まで	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者	57,600円	80,100円+1%(*1) (44,400円)
一般	14,000円	57,600円 (44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

平成30年8月から

所得区分	平成30年8月から	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者Ⅱ	252,600円+1%(*2) (140,100円)	80,100円+1%(*1) (44,400円)
現役並み所得者Ⅰ		
一般	18,000円	57,600円 (44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ *1は、医療費総額が267,000円、*2は、842,000円、*3は558,000円を超えた場合、超過額の1%を負担
※ []内は、過去12か月以内で高額療養費の支給が4回目以上となる場合の額

▶詳しくは役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。